

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

特用林産物生産統計調査

（注）「特用林産物」とは、主として森林原野を起源とする生産物のうち、一般用材を除くものの総称をいう。

### 2 調査の目的

都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

特用林産物を生産している生産者（ただし、農業協同組合、森林組合、取扱業者・加工業者が、後記5の（1）に掲げる情報を保有している場合は、その者を調査対象とする。）

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約8,600

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

特用林産物を出荷している客体（本調査の調査結果を基に都道府県が整理している「特用林産物生産者リスト」を母集団として使用）

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

- ① きのこの生産量、生産者数等
- ② きのこの出荷先内訳
- ③ しいたけ等原木の伏込量等
- ④ しいたけ生産者数規模別内訳等
- ⑤ しいたけ生産施設等
- ⑥ 木炭等の生産量、生産者数等

⑦ その他の特用林産物の生産量等

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の1年間(1月～12月)

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

林野庁—都道府県—(市区町村)—報告者

ただし、上記3(2)ただし書の記載に該当する場合には、都道府県又は市区町村は、農業協同組合、森林組合、取扱業者・加工業者に報告を求めると。

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査( 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール)

調査員調査 その他(職員、FAX)

[調査方法の概要]

林野庁から都道府県又は市区町村を経由して、報告者に対して調査票を配布・回収する方法により行う。

報告者への調査票の配布・回収方法については、当該事務を行う都道府県又は市区町村が、報告者の希望及び地域の実情に応じて、調査員調査、郵送調査、オンライン調査(電子メール)、職員調査(林業普及指導員等)、FAX調査の中から適宜選択するものとする。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と地方公共団体の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

また、市区町村から都道府県、都道府県から林野庁への報告については、郵送によるほか、LGWANを用いた報告も可能とする。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: )年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布: 調査実施年の9月下旬

調査票の回収：調査実施年の翌年2月末日

## 8 集計事項

- ア. きのこと類の生産量（合計）
- イ. しいたけの生産量（合計、上半期、下半期）
- ウ. 乾しいたけの生産量（合計(上半期、下半期)、原木栽培（月別、上半期、下半期）（計、どんこ、こうしん、山成(月別、上半期、下半期)）、菌床栽培(上半期、下半期)）
- エ. 生しいたけの生産量（合計（上半期、下半期）、原木栽培（上半期、下半期）、菌床栽培（上半期、下半期））
- オ. 乾しいたけ、生しいたけの集荷販売実績
- カ. しいたけ原木伏込量（合計、乾、生）
- キ. しいたけ原木価格
- ク. しいたけ生産者数（総計、原木栽培及び菌床栽培別しいたけ生産者数、個人法人別しいたけ生産者数）
- ケ. 原木しいたけ生産者数（乾、生合計・所有ほだ木規模別）（個人、法人、合計）
- コ. 原木しいたけ生産者数（乾しいたけ）（個人、法人、合計）
- サ. 原木しいたけ生産者数（生しいたけ）（個人、法人、合計）
- シ. (原木しいたけ) 乾しいたけと生しいたけをともに生産している戸数
- ス. 菌床しいたけ生産者数(所有菌床規模別)（個人、法人、合計）
- セ. 原木しいたけの生産施設（乾しいたけ）乾燥機、乾燥施設
- ソ. 原木しいたけの生産施設（生しいたけ）人工ほだ場
- タ. 菌床しいたけの生産施設（生しいたけ）栽培施設
- チ. しいたけ原木の調達ルート 伏込原木の調達ルート別内訳、伏込原木の自県内外調達内訳
- ツ. 菌床製造用おが粉の調達ルート 菌床製造用おが粉の調達ルート別内訳、菌床製造用おが粉の自県内外調達内訳
- テ. しいたけ菌床の調達内訳
- ト. なめこの生産量（合計）
- ナ. なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、エリンギの集荷販売実績
- ニ. なめこ等の生産者数
- ヌ. その他のきのこの生産量、その他きのこのうち主な品目名
- ネ. たけのこ、ねまがりたけの生産量
- ノ. たけのこ、ねまがりたけの出荷量及びそのうち加工用(西暦の偶数年に1回)
- ハ. わさびの生産量、面積

- ヒ. わさびの出荷量及びそのうち加工用(西暦の偶数年に1回)
- フ. わらび等の生産量
- ヘ. わらび、乾ぜんまいの人工の出荷量、たらのめの人工の出荷量及びそのうち施設栽培分、人工の作付面積及びそのうち施設栽培(西暦の偶数年に1回)
- ホ. 薬草等、竹の生産量
- マ. 桐、生うるし、木ろう等の生産量、面積
- ミ. 木炭の生産量
- ム. 木炭の用途別生産量内訳(白炭、黒炭、竹炭、粉炭、合計)
- メ. 木炭の生産者数等
- モ. その他燃料の生産量、木質粒状燃料の原料入手区分別生産量及び含水率
- ヤ. 木酢液等の生産量、生産者数等(合計(木酢液+竹酢液)、木酢液、竹酢液)
- ユ. 個人しいたけ生産者の年齢構成(原木しいたけ、菌床しいたけ生産者別)

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 全部公表 一部非公表 非公表

(2) 公表の方法 e-Stat インターネット(e-Stat以外) 印刷物 閲覧

主要品目に係る生産量の速報及び確報については、ホームページで公表する。また、確報を報告書「特用林産基礎資料(特用林産生産統計調査 結果報告書)」として刊行する。

(3) 公表の期日

速報については調査実施年の翌年6月、確報については調査実施年の翌年8月

## 10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他( )

使用しない

本調査は、特用林産物を取り扱った生産者、農業協同組合、森林組合及び取扱業者・加工業者を対象とした調査であり、産業別及び職業別の集計を行わないことから、日本標準産業分類及び日本標準職業分類のいずれも使用しない。また、集計結果についても、特用林産物品目別に生産量、生産者数を集計するため、日本標準産業分類 大分類Aー農業、林業、中分類01ー農業、小分類011 耕種農業、0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)の一部の品目に対する集計となる。従って、日本標準産業分類に該当する分類がないことから統計基準を使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済調査票: 3年 (調査年の翌年4月1日から起算)

調査票の内容を記録した電磁的記録: 永年

(2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長